



精神障がい者の福祉医療費給付金の対象範囲拡大

市内在住のお子さんや障がいがある方などを対象に、医療費の負担を軽減し、福祉の増進を図るために医療費の助成制度として福祉医療費給付金事業を実施しています。

精神障がい者のより一層の負担軽減を図るため、令和6年8月から所得制限を緩和し、給付の対象を入院費まで拡大します。

○事業概要

1 対象範囲

① 所得制限の緩和

精神障害者保健福祉手帳2級の方の所得制限を、所得税非課税から特別障害者手当準拠とします。

② 入院費まで拡大(現在は通院費のみ)

精神障害者保健福祉手帳1級、2級、20歳以上国民年金別表該当の方(※1)

(※1) 20歳以上65歳未満で国民年金(障害年金)1級10号・2級16号の方

2 対象者数

① 所得制限の緩和

精神障害者保健福祉手帳2級 85人

② 入院費まで拡大

精神障害者保健福祉手帳1級 280人、

精神障害者保健福祉手帳2級 288人、

20歳以上国民年金別表該当の方(20歳以上65歳未満で国民年金の障害年金1級10号・2級16号) 65人

計633人

3 対象経費

16,447,000円

○今後の予定

令和6年7月 受給者証発送

8月 対象範囲拡大開始

本件に関する問い合わせ先

千曲市健康福祉部 健康推進課 国保医療係 (課長)荒井 (担当者)小笠原

電話(代表)026-273-1111(内線 1236) メールアドレス kokuho@city.chikuma.lg.jp